

のよく知るところである。自然は元来国民の宝であって、産業の開発に当っても、常にこの立場に立って、利害得失を考えなければならない。観光事業による自然破壊のごときは、その破壊によって、観光の価値自体を傷つける自殺的行為である。ここに勧告しようとする屋久島のごときは、学問的価値がきわめて高く、世界的にその保全が望まれており、一度これが破壊された際には、もはや永久に再生することはできない。したがって当面の経済的利益にとらわれることなくその保全が考えなければならない。

屋久島は日本本土の最南端に近い亜熱帯地区に存在するが、その地勢が特異な円錐形であるために、海岸部から中心高山部に上るにしたがって、気候的に亜熱帯、暖帯、温帯、亜寒帯と連続的に変化し、極めて豊富な動植物相の変化が見られ、その特異性は他に比を見ない。島の中央八重岳山群中には、九州本島を含めて最高峰の宮浦岳があるが、この山岳群地帯では、雨量は年間10,000 mm に達する。このような特異な地形、気象が、特殊の生態系を作り、屋久杉のような特殊の杉を育てて来たのである。近時、屋久杉の保存がやかましくなったが、このような特異な杉が残っていること自体がこの島の自然の特異性を示すもので屋久杉は孤立して存在するものではない。その他、海岸から近い地帯の亜熱帯性シタ類、蘚苔類、中高度の暖帯性、温帯性広葉樹林、或はサル、シカ等の動物相、特有の鳥類群、さらに昆虫群等世界的な生態学的資料の宝庫といわれている。

このような貴重な同島の自然が、むしろ国の政策の一環として開発が急がれそのため破壊が進捗していると思われるので、ここに改めてその保全について、一日も早く政府が適切な措置をとられるよう勧告するものである。

8-15

総学庶第1630号 昭和44年11月1日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

写送付先：総理府総務長官、科学技術庁長官
(外務大臣、国連事務総長)

化学・生物兵器の禁止について(勧告)

標記のことについて、本会議第55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

去る7月2日、国連のウ・タント事務総長は、各国政府に対し、化学・生物兵器の生産、貯蔵、使用を中止することに同意するよう要請した。戦場において毒ガス等の使用を禁止することについては、古く1899年のハーグ宣言、1907年のハーグ規則があり、さらに1925年のジュネーブ議定書においては化学・生物兵器の使用禁止が規定されている。1966年暮、アメリカのベトナムにおける除草剤その他の使用と関連して、国連総会において「世界のすべての国が、ジュネーブ議定書を守るように」との呼びかけが圧倒的多数の支持によって採択されたが、さらに昨年12月、国連総会は、最近とみに発達した化学・生物兵器が実際に使用される可能性を憂慮し、世界の専門家に調査、検討を求め、その結果に基づき、ウ・タント事務総長の要請が行なわれたのである。しかるに日本政府は今なおジュネーブ議定書を批准していない。日本学術会議は既にたびたび核兵

器の製造、貯蔵、使用の禁止について声明等を行なっているが、化学・生物兵器は核兵器に劣らず残虐な兵器であり、それが使用される場合の危険は、はかり知れないものがある。よってわれわれは、日本政府が一日も早くジュネーブ議定書の批准手続きを進めるとともに、核兵器と同様、化学・生物兵器についてもその製造、貯蔵、使用を絶対に行なわないことを宣言するよう強く要請する。

8-16

総学庶第1662号 昭和44年11月1日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：総理府総務長官、科学技術庁長官、
大蔵、文部および自治各大臣)

歴史資料保存法の制定について(勧告)

標記のことについて、本会議第55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

民族の文化的遺産を正しく継承することは、それぞれの民族に課せられた欠くことのできない責務である。

われわれは、現在、わが国において、日本民族の最も貴重な文化遺産の一つである、歴史資料が急激かつ大量に失われつつあることを深く憂慮する。

よってここに政府が可及的すみやかに、歴史資料の急激な散逸の防止、その保存さらにその活用のため必要な措置をとることを要望する。そのため、歴史資料保存法の制定を含む有効な措置をとり、目的達成のため遺憾なきを期せられたい。

(別添)

「歴史資料保存法の制定について(勧告)」の説明

ここにいう歴史資料とはわが国に存在する文書(古文書を含む)。記録類のことであるが(詳細は後述)これらの資料は大太平洋戦争による災害、敗戦以後の大きな社会変革等により、大量に消滅した。現在でも時々刻々散逸しつつある。

歴史資料の一方の中心をなす江戸時代までの古文書・記録類について見れば、古代(奈良・平安時代)のものは国家機関・大寺社等により比較的手厚く保護されており、それらの解説・公刊もほぼ全面的に行なわれている。中世(鎌倉・室町時代)の古文書・記録類については、時代が下るにつれて保護が十分行届いていないのが現状である。更に近世(江戸時代)の古文書・記録類になると、その大部分については、これまで何等の保護もなされてこなかったといっても過言ではない。旧大名の古文書・記録類は華族制度の廃止と共に大量に散逸した。町方のものは戦災によってその殆んどが焼失した。全国各地に存在した農村文書は、戦後の土地改革による地主の没落、ここ数年來の急激な社会変化により、今や全面的亡失の直前にある。

歴史資料のもう一方の中心である明治以降の公文書類についても事態はほぼ同様である。明治前半期の戸長役場の資料は、江戸時代の農村文書と同様の運命を辿りつつある。また明治22年の市制